

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	児童手当給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊前市は、児童手当関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

福岡県豊前市長

公表日

令和7年5月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当給付事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、対象者の資格確認、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表項番81 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】 42、125、141、161の項 【情報照会の根拠】 106、107の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	豊前市総務課 郵便番号828-8501 福岡県豊前市大字吉木955番地 電話0979-82-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	豊前市福祉課 郵便番号828-8501 福岡県豊前市大字吉木955番地 電話0979-82-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[特に力を入れて行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年、J-LISのeラーニング等の情報セキュリティ研修を実施し、職員の個人情報の取扱いに対する意識向上を図っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	5. 担当部署	福祉課長 藤井 郁	福祉課長 則行 修子	事後	
平成31年1月4日	IV リスク対策	—	新規追加	事後	
令和7年5月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項番56	・番号法第9条第1項 別表項番81 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条	事後	法改正
令和7年5月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1. 番号法第19条第7号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 26、30、87の項 【別表第二における情報照会の根拠】 74、75の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】 第19条、第44条 【情報照会の根拠】 第40条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】 42、125、141、161の項 【情報照会の根拠】 106、107の項	事後	法改正
令和7年5月22日	I 関連情報	—	9. 規則第9条第2項の適用	事後	項目追加
令和7年5月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日時点	令和7年5月1日時点	事後	
令和7年5月22日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日時点	令和7年5月1日時点	事後	
令和7年5月22日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式変更に伴う追加
令和7年5月22日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。	事後	様式変更に伴う追加
令和7年5月22日	IV リスク対策 8. 監査	9. 監査	9. 監査	事後	様式変更に伴う変更
令和7年5月22日	IV リスク対策	9. 従業者に対する教育・啓発	10. 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴う変更
令和7年5月22日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴う追加
令和7年5月22日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う追加
令和7年5月22日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	毎年、J-LISのeラーニング等の情報セキュリティ研修を実施し、職員の個人情報の取扱いに対する意識向上を図っている。	事後	様式変更に伴う追加